

教育委員会 平成 24 年度 3 月定例会

○日 時 平成 25 年 3 月 5 日 午前 9 時 30 分開会、午前 10 時 16 分閉会

○場所 鎌倉市役所 402 会議室

○出席委員 山田委員長、朝比奈委員、下平委員

○傍聴者 7 人

○本日審議を行った案件

1 報告事項

(1) 委員長報告

(2) 課長等報告

ア 鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について

イ 行事予定（平成 25 年 3 月 5 日～平成 25 年 4 月 30 日）

2 議案第 32 号 鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

3 議案第 33 号 鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

4 議案第 34 号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

5 議案第 35 号 平成 25 年度鎌倉市学校教育指導の重点について

6 議案第 36 号 鎌倉市指定有形文化財の指定について

山田委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより 3 月定例会を開会する。本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。

本日の会議録署名委員を朝比奈委員にお願いする。では、日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 委員長報告

山田委員長

3 月に入り弥生、文字通りいよいよ草が茂るという時期となった。寒い中にも日差しが非常に明るくなってきた。今日は啓蟄という、土の中に眠っていた虫が動き始めるという、まさに春を感じる日である。別れと出会いでもあるこの春の季節に卒業式も行われ、私共も今月、出席する。春は、苦い物を食

べると体の細胞が活性化していいということなので、山菜とか、そういう子どもが苦手なものももしかしたら、給食に少し取り入れて行くとよいのかもしれない。2月19日に下平委員が初任者研修に参加されたのでその報告をお願いします。

## 下平委員

先日2月19日に初任者研修に無理を言って参加させていただいた。4月、8月にも初任者研修にお邪魔しており、4月に不安そうな顔で初任者研修に参加した先生方が一年近くそれぞれ現場で様々な経験をされ、非常に成長している姿を拝見して、非常に頼もしいと思いながら伺った。よりよい学級づくりというテーマでの先生方の話し合いの中では、自分達が鏡とならなければいけない、見本となろうとか、それから自分達が自発性をもっともっとこれからは発揮していこうというような非常に力強い話し合いのまとめ、発表等もあり、これから先生方が子どもたちとともに豊かに成長し、そんな先輩たちそして校長先生方も一体となって、それぞれが成長し合えるような学校であっていただければと、非常に強く願った。教育センター所長始め、皆様方非常に明るくリードしていたし、それから体罰に関しても非常に初心者の方々に自覚を促すような、そして問題提起をするような話が促されており非常に有意義な会だったというふうに拝見した。

## (2) 課長等報告

### 山田委員長

次に課長等報告に移る。まず報告事項のA「鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について」説明をお願いします。

### 教育指導課長

それでは、報告事項のA「鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について」報告する。議案集は1ページから5ページを参照願いたい。特別支援教育については、各学校で児童、生徒の教育的ニーズを的確に把握し、チームによる支援を行っている。本年度は大船小学校に特別支援学級を開設して順調にスタートを切ることができた。併せて来年度平成25年度は西鎌倉小学校、第2中学校に開設をする。更に全校設置に向け継続して準備を進めていく。毎年度示している鎌倉市特別支援教育に関する考え方については、議案集は2ページから5ページにかけての内容となっている。この考え方について、1番から順に特別支援教育の推進、本人、保護者へのチームによる支援の充実、児童、生徒の教育的ニーズを正確に把握する取り組み、学校での支援内容、そして学級介助員及び学校支援委員等の派遣、研修の充実、支援シートの取り組みというふうに7つの項目について毎年示している。一部予算が審議されている状況であるので、数字が抜けているところがあるが、こういった考え方については、また改めて平成25年度各学校への周知をはかっていく。

### 質問・意見

### 下平委員

私ども先日、大船小学校の研究発表会にも参加させていただいたが、大船小学校では先生方が一丸となって、ユニバーサルデザインを教育に取り入れるという事をテーマに年間通して研究しており、こういう障害のあるなしに関わらず、あらゆるお子さんに対して理解を深めるという学習方法について研究しており、私どもは非常に興味深い発表内容、講師の先生の話なども伺う事ができ、非常に参考になった。大船小学校の中だけにとどまらず、障害のあるなしに関わらず、様々なお子様方の理解を深めるためのちょっとした耳の傾け方とか、声のかけ方などを全ての先生が知っているの良いと思うような事も多々あったので、そういう事を多くの先生方に知っていただく機会に、また保護者の方もそれを知っている事によって、理解を速める事が混乱を防ぐ事も出来るのでは無いかと思うような事もあったので、そのような機会があったらいいと感じた。

### 朝比奈委員

私が小学生の時に御成小学校にそういうクラスがあって、多分当時鎌倉市内でもあちこちには無かったと思うが、少し前に御成小学校を改めて見学した時に、さらに色々な状況に対しての設備が充実していた事に非常に驚き、これがまた色々な学校に市内全校配置を目指して行くという事でどうしても特別な配慮が必要であるが、同じような教室で学びたいという方もあるだろうが、少しやはり特別な対応をして差し上げた方がよりその子が伸びるという、考えが実現できるのであれば、ユニバーサルデザインという言葉は、どなたでも等しく学べる環境を提供することだと伺った。本当にそういう事が充実している事によって、鎌倉市ならそういうところがどこに行ってもあるのだという一つの鎌倉の教育の場面のPRにもなると思われるので、是非安心して学べる学校を実現していただきたい。

(報告事項のアは了承された)

### 報告事項イ 行事予定

#### 山田委員長

報告事項イ、行事予定についてだが、記載の行事予定について特に伝えたい行事等があれば、願います。

#### 教育部次長兼教育総務課長

教育部、文化財部ともに特にない。

#### 山田委員長

3日に初任者研修がある。これは次の年度は何人くらい参加するのか。

#### 学務課担当課長

来年度は事務職含めて小・中併せて21名である。事務の先生が2名いるので小・中併せて19名、そのうち小学校が8名、中学は11名という事である。

(報告事項イは了承された)

## 日程 2 議案第 32 号 鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

### 山田委員長

次に日程の 2 議案第 32 号「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。

### 教育部次長兼教育総務課長

議案第 32 号「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」議案の説明をする。議案集 9 ページから 11 ページを参照願いたい。今回の改正は事務分掌規則において事務の実状に合わせた表現の整理等を行うとするものである。議案集 11 ページの新旧対照表を参照願いたい。規則改正の内容であるが、まず第 4 条の教育部の部、教育指導課の項第 3 号中の指導を削除し、同項第 4 号中学生指導を児童生徒指導に改め、同項第 5 号中、学校教材を教材に改め、同項第 9 号中、教育相談を就学相談に改めるとともに第 7 条第 1 項中、教育総務部を教育部に改めようとするものである。なおこの規則は公布日から施行しようとするものである。

質問・意見

(異議なし)

(採決の結果、議案第 32 号は原案どおり可決された)

## 日程 3 議案第 33 号 鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

### 山田委員長

次に日程の 3 議案第 33 号「鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。

### 教育総務課課長代理兼生涯学習センター所長

議案第 33 号「鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」提案の理由の説明をする。議案集が 12 ページから 15 ページを参照願いたい。まず、規則の改正の主旨だが、鎌倉生涯学習センター並びに腰越、深沢、大船、玉縄の各地域の学習センターは現在毎月最終月曜日が休館日となっている。日曜日、土曜日については、

職員が不在で非常勤の窓口の嘱託員のみで対応している。日曜日及び土曜日については、市主催のイベント等も多く市の担当職員との連絡調整等の業務が発生したり、市民から行政全般への問い合わせがあったりするが、窓口嘱託員のみでは判断に窮する場面等があり、市民の方から苦情を頂戴する事がある。また、災害発生時の対応に関して、特に東日本大震災の後、窓口嘱託員から不安を訴える声が寄せられている。これらの事から現在の生涯学習センターの勤務体制を補完するため、基幹となる鎌倉生涯学習センターに日曜日及び土曜日に1名程度の職員が交代で出勤するような体制とするため、規則を一部改正しようとするものである。改正内容については、議案集14ページ、15ページの新旧対象表(案)を参照願いたい。まず、条例第5条第2項の規則で定める場合には勤務を要しない日を別に定める事ができるという規定により、当規則で勤務を要しない日を別に定めている、図書館及び国宝館の職員並びに学校給食調理員に生涯学習センターを加えるため、第3条中同じマル、カッコの次にテン、生涯学習センターに勤務する職員を加える。また、現行の勤務を要しない日の別表を議案集15ページ改正後(案)の別表に改正をし、下線を引いてある、生涯学習センターに勤務する職員の欄を新たに加え、勤務を要しない日を2週間に付き、1週間当たり2日の割合で所属長が定める日とする。規則の施行期日については職員の人事異動に併せ、平成25年4月1日からとする。

質問・意見

#### 朝比奈委員

休日に古書を自宅にて色々と問い合わせたいという事実に対応する問題もあると思うが、例えば国宝館等は休日こそ来訪者が多いと思われるが、そのような時に、見張りのようなお仕事はどなたでもできると思うが、何か質問したい、色々な事を調べたいという方に対する対応は今まで土日はどうしていたのか。

#### 国宝館副館長

国宝館については土日は従来から出勤日となっている。この規則にも載っているが、月曜日が休館日となっているので、そこは全員が休みである。土日については、学芸員1名、事務員1名という体制で対応している。

(異議なし)

(採決の結果、議案第33号は原案どおり可決された)

#### 日程4 議案第34号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

#### 山田委員長

日程の4議案第34号、「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

## 学務課担当課長

議案第 34 号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」の提案理由の説明をする。議案集は 16 ページから 21 ページを参照願いたい。学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、学校保健安全法第 23 条の規定に基づき委嘱をしているが、現在委嘱している者の任期が平成 25 年 3 月 31 日をもって満了するので、新たに平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 4 年間の任期で別添名簿の通り、社団法人鎌倉市医師会、鎌倉歯科医師会及び鎌倉市薬剤師会からの推薦を受けたもの、学校医 83 名、学校歯科医 29 名、学校薬剤師 25 名の委嘱をしようとするものである。なお任期については、従前は 2 年としていたが、各団体と協議を行い、医師、歯科医師、薬剤師確保の観点から 4 年間の任期とする事とした。

質問・意見

(異議なし)

(採決の結果、議案第 34 号は原案どおり可決された)

## 日程 5 議案第 35 号 平成 25 年度鎌倉市学校教育指導の重点について

### 山田委員長

日程の 5 議案第 35 号「平成 25 年度鎌倉市学校教育指導の重点について」を議題とする。議案の説明についてお願いする。

### 教育指導課長

議案第 35 号「平成 25 年度学校教育指導の重点について」のご説明をする。議案集は 22 ページから 24 ページを参照願いたい。2 月定例教育委員会において平成 25 年度学校教育指導の重点について検討を始めた旨お伝えをした。その後各委員から貴重なご意見をいただいた。本日はその意見を踏まえ、指導の重点をまとめたので説明する。前回もお話をしたように鎌倉市学校教育指導の重点については部分的な修正や変更追加をしてきたが、小・中学校ともに新しい学習指導要領が全面実施をされ、各学校での取り組みを通してその成果や課題、また本市として大切にしていきたい事項を整理する必要があると考え、今回改定をした。23 ページを参照願いたい。全体のイメージ図となっている。これまでであった三つの柱と六つの重点項目を示す形から、まず学校教育指導の重点を示している。小、中学校の滑らかな接続と生きる力を育む教育課程の編成とし滑らかな接続では、小、中連携に重点を、また生きる力を育むでは新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた編成と実施に重点を置いている。24 ページを参照願いたい。実際には A3 の大きさになるが紙面の関係で小さくなっている。重点項目の 1 番目と 2 番目については生きる力について、つまり確かな学力豊かな人間性、健康体力についてまとめている。また 3 番目については、様々な課題を抱えた児童生徒の教育的ニーズへの把握や適切な対応や組織としての学校、体制作りについて、4 番目については、安全で安心して学び生活できる学校作り地域に根差した信頼される学校作り

について項目をそれぞれ4つに線引きをした。特にご意見をいただいたものとしては、重点項目の上から二段目のよりよい人間関係を創造する心の情勢の中で取り組み内容の一つ目にある、人間関係はあるものではなく自ら作るものであるということ、取り組み内容の四つ目にある、自分と他人、一人ひとりの存在、また人格がかけがえの無い大切なものである事。更に取り組み内容の追加項目として、国際化社会への対応と世界遺産登録を期待して、国際感覚の第一歩は自国の理解から始まるという観点から、自国の理解と豊かな国際感覚を備えた子どもの育成との意見をいただいた。重点項目の四つ目にある、学校環境整備の充実が基にあったが、その文言も学校環境の充実という意見をいただいた。またその取り組み内容の三段目にある、特別支援学級全校設置を見据えて、全体で取り組む支援教育の推進を新たに追加している。2月に提示をした構想案から、大きな基本的考え方の変更はないが、追加等すぐ修正したものについては以上である。また、右側にある関連事業については、今後25年度の予算が決定をした時点で整理をし、他には取り組み内容をまとめ直すこととか、表現の加除・修正をする部分が出てくるかもしれないが、基本的なこの案をベースにして進めて参りたい。

### 山田委員長

いくつか案を出させていただいた事も取り入れていただき感謝する。

### 質問・意見

### 朝比奈委員

国際感覚に通じると思うのだが、郷土と我が国の伝統文化、鎌倉が全国的に見てもすごく宗教都市であることは自分の立場で良く申し上げるのだが、これを行政で宗教的なことを取り入れるというのは、非常に難しい問題もあるということは承知しているが、それはそれとして明らかに伝統と文化という点では無視できないところがあるので、そういったことを他の市、町からの学校の子どもたちがそういったところを積極的に学びに来ようということが色々あるので、逆に鎌倉市の子どもたちが地元の事を意外に知らなかったということが無いように、こういう事がこういうところに盛り込まれていただけるともう少し法制上の問題があるとは思いますが、学んでいく機会が増えるのではないかと期待する。

### 下平委員

私ども教育委員会の思いを汲んで色々工夫していただき本当にありがたいと思う。今、朝比奈委員もおっしゃったが、私も国際コミュニケーションの教育を長年しているのだが、やはり国際化の第一歩は、自分の国の事を良く知る、愛しているという事が非常に大切なことではないかと思う。今は留学なども手軽にできるようになって、学生達も海外を経験する機会はあるようだが、海外の方々と接した時に日本に関して色々質問を受けた時に、自分達の国の事が表現できないというような経験、そういう経験を学生達は多く体験してくるようである。やはり国際感覚の第一歩として、自分の国の事を良く理解しているということは、とても大切なことだと思うし、ましてや鎌倉という土地に生きているわけだから、もっともっと鎌倉の素晴らしさを子どもたちに伝える機会というか、これからも増える事を期待したいと思う。

## 山田委員長

今の皆様の意見に加え、自国を理解した上で、それをどう伝えるかという事に関しても日本の英語教育というのはまだ色々と検討材料があると思うが、昨日たまたま何ヵ国かの大使の方々とお会いした際に、大使が赴任して、離任した後に戻りたい国ナンバーワンが日本なのだそうである。非常に食事も美味しいし、安全だし、綺麗だし、できる事ならもう一度赴任したいと思う国は日本であると。ただ、一番英語が通じない国も日本であると、それによる孤立、凄く孤独な感じを受けたまま自分達は消化不良で本当はもっと理解したいのに、理解しきれないで帰って行くという事が非常に残念であるという事もおっしゃっていた。英語はツールではあるが、やはりそれができないと折角持っている内面の良いものや自国の良いものも紹介もできないので、やはりそのような事も今後カリキュラムの中で考えて行く必要があると思う。

(異議なし)

(採決の結果、議案第 35 号は原案どおり可決された)

## 日程 6 議案第 36 号 鎌倉市指定有形文化財の指定について

### 山田委員長

日程の 6 議案第 36 号「鎌倉市指定有形文化財の指定について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

### 文化財課担当課長

日程第 6 議案第 36 号「鎌倉市指定有形文化財の指定について」提案の理由を説明させていただく。議案集の 25 ページ、26 ページを参照願いたい。指定予定物件は 5 件である。絵画 絹本著色、南都八景図一帖、彫刻、木造十一面観音菩薩立像 一軀、古文書、多聞院文書 三通、絹本著色 相州鎌倉江之島図一幅、考古資料 佐助ヶ谷遺跡出土の宝塔文勸進札版木 一点、また、指定内容変更物件は一点で、彫刻、木像、五大明王像 中尊像を除く 附像内納入品 四軀である。今回の指定予定物件については 2 月 7 日に開催された、鎌倉市文化財専門委員会の答申を受けている。本日の当委員会で議決をいただき、すみやかに指定告知をする予定である。また、告知後は 4 月 15 日付の広報かまくらに掲載し、6 月議会の常任委員会において、報告をさせていただく予定である。別冊の平成 24 年度鎌倉市指定有形文化財予定物件名簿及び指定理由書も併せて参照願いたい。これらの概要について説明をさせていただく。それでは指定予定物件について、最初に、絵画 絹本著色、南都八景図 一帖、所有者は英勝寺で、制作年代は江戸時代である。奈良にある名勝地について、八つの情景を描いた色紙八枚とその対応する和歌とを一对にして、台紙に張り込んだ画集である。中国宋の時代では湖南地方の湖畔の景勝から、八つの情景を選び詩に詠い、絵に描く事が始められ、14 世紀には渡来僧や留学僧によって、日本にもたらされた。南都八景はそれに倣ったもので、15 世紀には奈良の八景が選ばれている事が分かっている。本画帖の図の作者は、江戸時代前期に活躍した絵師である住吉具慶で、その精細な画法や温雅な表現は、具慶が描いた他の絵画の特徴と一致しており、本作品は 15 世紀室町時代以来の南都八景の伝統を受け継



ぎ、江戸時代に幕府の奥絵師である具慶によって描かれ、また、その時期の教養人である公家の和歌と一緒に貼り込んであるという点において、美術史上及び文芸史上の観点から文化財として貴重である。

続いて彫刻、木造十一面観音菩薩立像 一軀である。所有者は青蓮寺で、製作年代が鎌倉時代である。青蓮寺本堂内の左脇の間の壇上に安置される十一面観音像である。腕が4本あることが大きな特徴である。寄木造りの像で、玉眼を嵌めこんでいる。像の表面には髪を群青色に塗り、眉、眼の輪郭、髭を墨で描き、唇を赤く塗っているが、他は色を塗らずに仕上げている。インドで仏像を作る際には、香りの良い木材である白檀を用いて、表面の彩色を少なくするという仏像が作られた。中国や日本では白檀は貴重な木である。そこで手に入り易いカヤ材を代用して仏像が作られている。本像もカヤ材を用いており、奈良時代以来の伝統を残している。また、腕を4本もつ十一面観音像は、日本での類例は多くない。本像のように写実的で装飾的、繊細に整えられた作風は鎌倉時代後期、13世紀末ないし14世紀初め頃の特徴を示しているが、当時の鎌倉特有の彫刻とはやや異なり、奈良または京都で製作されたと思われる。特に表面の彩色が少ない仕上げ方法は、その時期以降に奈良地方での作例が目立つものである。本像は作風がすぐれた鎌倉彫刻で、稀少な作例としても評価されている。

次に古文書 多聞院文書 三通で所有者は多聞院である。古文書 多聞院文書 三通は大船の多聞院に伝来した中世の文書である。寿永二年（1183）の後白河法皇院宣、建長二年（1250）の後嵯峨上皇、貞和二年（1346）の光厳上皇院宣の3通がある。現在も京都に所在している神社である新熊野社の領地であった安房国郡房荘（現千葉県館山市）に関わる権利文書で、とりわけ後白河法皇院宣は、市内に現存する古文書のなかでは最古のものである。郡房荘は、後白河上皇によって新熊野社に寄進された荘園だが、荘園収益の一部権利が室町時代初めに鶴岡八幡宮のものとなったようである。多聞院に隣接している熊野神社は、鶴岡八幡宮の下級神官の子孫が神職をつとめたと伝えられており、多聞院は熊野神社を管理していた。こうした関係から、鶴岡八幡宮に伝わった郡房荘の関係文書が熊野神社を経て、多聞院に伝わったものとみられる。保存状態も非常に良好で、間接的ながら鎌倉の寺社と安房国の荘園の関係を示す貴重な史料である。

次に、絹本著色 相州鎌倉江之島図 一幅は、所有者は鶴岡八幡宮、年代は江戸時代である。鎌倉の全景と江の島を描いた古絵図で、画面右側に鶴岡八幡宮を中心とした鎌倉の全景と、左側の下方に江の島、上方に富士山が描かれている。本図を納めた箱の蓋には、本図は徳川光圀が慶安年間に写し、その後、鶴岡八幡宮に寄進されたものと書かれている。その根拠は図中の富士山の右側にある徳川光圀が書いたという鑑賞文によっているが、慶安年間に該当する年はなく、単純な誤記と考えられる。また、「みづくに」の「くに」の字も当時名乗っていたのとは違う字体で表記されている。よって、この文章は光圀ではなく、後の人によって書かれたことは間違いない。絵の描き方からは17世紀後半～18世紀に制作されたものと考えられる。実際の制作年代とは別に、描かれている内容は、元禄16年（1703）の大地震で倒壊した建物や、寛文8年（1668）にできた石造の鳥居が描かれているので、17世紀後半の鎌倉を描いている。この時期は江戸時代前期における寺社の建築・再建が一段落して、戦国時代の荒廃から復興と再生を果たした時期であり、ちょうど全容が整った鎌倉の様子が描かれている。この時期の鎌倉を鳥瞰図的に絵描いた絵図はほとんど存在しないため、貴重な物である。また、本図には主な名所旧跡が漏らさず描かれている事から、その後に観光用に発行された鎌倉名所絵図類の先駆けとなった可能性があり、さらに中世に多く描かれた寺社に参詣する様子を描いた寺社参詣図から、江戸時代中期以降の名所絵図類へ移行する貴重な橋渡しの絵図としても評価される可能性がある。そうした意味でも本図の資

料的価値は極めて高い物である。

続いて考古資料、佐助ヶ谷遺跡出土の宝塔文勸進札版木 一点、所有者は鎌倉市で、現在は鎌倉市が持っている。寺社等を建てる資財を集めるために、広く民衆に寄付を求める行為である勸進で使われた勸進札を作る為の版木である。材質は針葉樹で背面につまみがついており、判子のように使われたと考えられる。印を押す面は、中央に宝塔、その左右に文字が彫られている。文字は印面右が「勸進中道寺建立」、左が「念法華文字百遍」と読める。墨痕が濃く残り、左右の文字の端が摩耗して角が取れている事から、繰り返し使われた物というふうに見える。中道寺という寺院名称については『吾妻鏡』に記録がない事から、鎌倉以外の場所に存在していた寺院と推測でき、寺院建立の勸進のため、鎌倉の外から持ち込まれた可能性が高い物である。出土地は寺院境内の一部と考えられる遺跡で本資料は 13 世紀、第三、四半期頃の物と一緒に捨てられた状態で出土した。製作・使用年代が鎌倉時代までさかのぼる版木の実物は類例が無く、本資料の存在は貴重である。勸進活動の実態を研究する上でも極めて意義深く、仏教文化の解明にも寄与する貴重な資料と考えている。

続いて、指定内容の変更物件について説明をさせていただく。彫刻 木造 五大明王像（中尊像を除く）附像内納入品 四軀である。五大明王像は明王院の本尊で、昭和 57 年から市指定文化財であった。五個ある分像の中心である、不動明王坐像は平成 20 年 9 月 6 日付けで、国指定史跡重要文化財に指定されたので、不動明王坐像を除いた 4 軀を鎌倉市指定文化財として、引き続き行うものである。降三世明王像、軍荼利明王像、大威徳明王像、金剛夜叉明王像の 4 軀だが、中央の不動明王坐像を囲んで祀られている。4 軀は江戸時代の作品で像内に納入されている札から、聖徳 2 年、1712 年に鎌倉扇が谷の武士が協力して像地した事が分かっており、鎌倉武士の歴史作風を凌いで貴重である。4 軀は市内では他に例を見ない、五大明王の群像を構成するもので、密教新教の歴史を考える際にも重要な意味を持っている。以上が対応だが、これらが指定されると、市内の指定文化財は 583 件となり、また市の指定文化財は今回の新指定の 5 件を含め、全体で 300 件となる。

質問・意見

#### 下平委員

最後の五大明王像が国の重要文化財に指定されたため変更という事なのだが、具体的にどういうふうに変更になったのか、教えていただきたい。

#### 文化財課担当課長

当初五体の一つとして、指定をされていた。その内一体の不動明王が極めて重要だという事で一体だけ国の重要文化財になって、残りの四体についても引き続き、市の指定文化財ということで手続を取ったということである。

#### 下平委員

市の指定文化財だと思うのが国の重要文化財になると、市の指定文化財からも外れて国の重要文化財という扱いになるわけか。

**文化財課担当課長**

その通りである。ただ、今回については手続を市の五体だったものを、四体という事で、手続を行わせていただいたものである。

(採決の結果、議案第 36 号は原案どおり可決された)

**山田委員長**

以上で、本日の日程は全て終了した。3 月定例会を閉会する。